

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>川越市大字古谷本郷上組字畑中 九六九番四地先から同市大字古 谷上字蔵根五八三七番一地先ま で</p>		区 間
<p>二・〇〇〇 二四・〇〇〇</p>	<p>三・〇〇〇 一五・〇〇〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二五六一・〇〇</p>	<p>一一三五・〇〇</p>	延長 (メートル)
<p>国土交通省による入間川右岸古谷樋 管改築工事による。 令和三年二月十二日付け埼玉県川越 県土整備事務所長告示第二号の道路 区域の一部変更である。</p>		備 考